

国家戦略特区 WG による規制改革の提案の具体化のための助言

申込表

地方公共団体名： 仙台市

担当者氏名：

連絡先：

① 今回の提案に当たって、特に重視したポイント、前回（4月）から追加、変更ポイントなどを、以下に記載してください。

- ・追加した再提案では、世界最先端の技術力を有する東北大学の科学技術を活かし、市民向けサービスとして利活用しやすくする観点で、事業者や大学の先生方とさらに議論を重ね、ゲノム関係の規制改革を提案。
- ・また、本市には、（震災後に集まってきていただいた）起業家や外国人など、様々なバックグラウンドをもつ方々があり、さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、特に若い方から多様な働き方が求められていることを背景に、こうした多様な人材が輝けるフィールドと新しい多様な働き方のモデルケースをスーパーシティの区域から発信していく観点で、追加の規制改革を提案。
- ・これらの規制改革により、多様な人材が「仙台市×東北大学スーパーシティ構想」を通じて交流し、強みを掛け合わせることにより、大学の技術研究に留まらない社会の変革、トランスフォーメーションをこの仙台から実現させる。

② 特区 WG の場において、特に、有識者から助言等を依頼したい項目（3～5項目程度）を、以下に記載してください。

提案名	分野
ゲノム情報の活用	ゲノム分野
マイナンバーを活用した労務管理	マイナンバー分野
外国人留学生の起業促進	起業分野

③ 有識者の助言等に当たって、特に依頼したい事項を、以下に記載してください。（自由記載）

<送付先・お問い合わせ先>

・内閣府 地方創生推進事務局

・電 話：03-5510-2463 ・メールアドレス：g.super-city.i9e@cao.go.jp

From the Campus to the City of the Future



Sendai City × Tohoku University Super City Initiative
仙台市 × 東北大学スーパーシティ構想
再提案書

令和3年10月

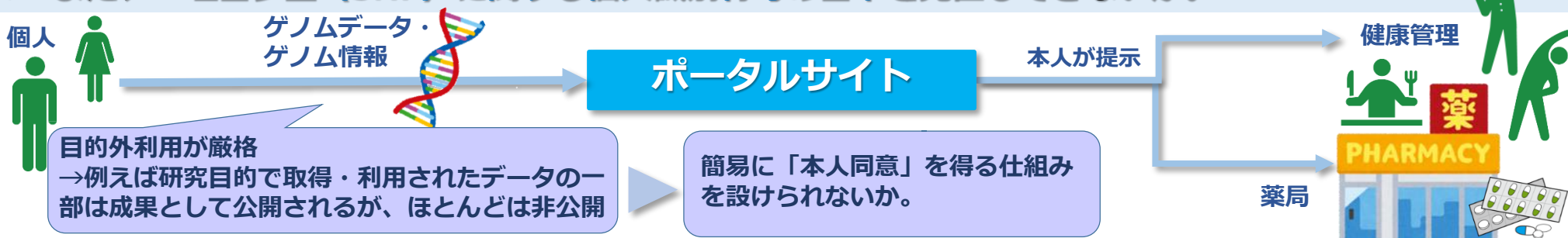
再提案の概要

仙台市×東北大学スーパーシティ構想における、東北大学の科学技術のさらなる活用と多様な人材が輝けるフィールドを創出するため、「人と社会のつながり」、「パーソナルヘルスケア」、「エネルギー自立分散」の分野について再提案。



ゲノム情報の活用【個人情報保護法令の規制改革】

- ゲノム情報を本人が薬局で提示し、薬の選択に活用するなど、ゲノム情報を当初の利用目的以外のヘルスケアサービスで活用する際に、簡易に「本人同意」を得る仕組みを設けられないか。
- ゲノムの更なる活用のため、ゲノム情報に基づく差別的取扱いの禁止を明文化できないか。
- また、一塩基多型（SNP）に関する個人識別符号の基準を見直しできないか。



現状

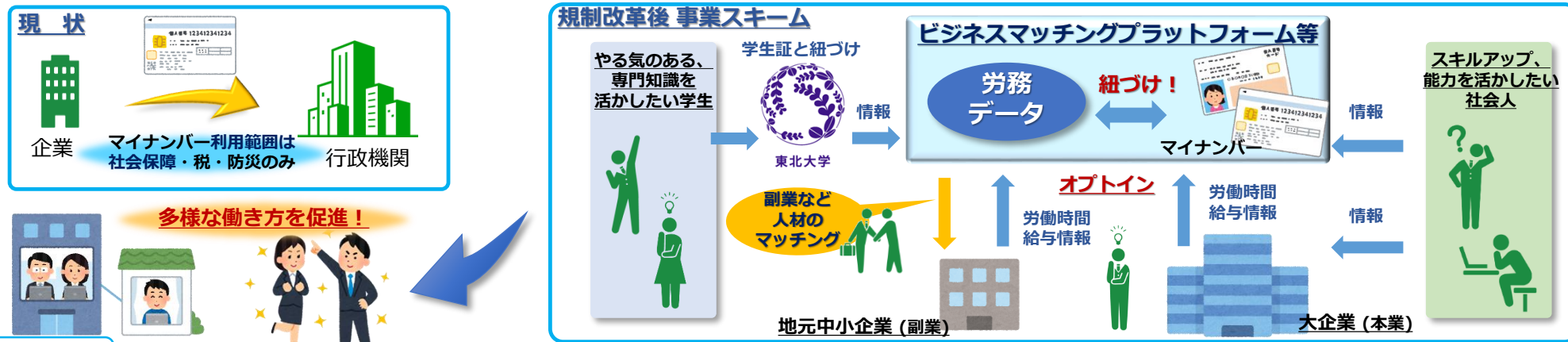
- ゲノム情報は、その性質上匿名化ができず二次利用が難しいことから、研究など限定された領域での活用に留まっている。（例えば、研究目的で取得・利用されたデータの一部は研究成果として公開されるが、ほとんどは研究終了後は非公開。）
- また、ゲノム情報に基づく差別的取扱いの禁止を明確に定めたルールがないため、解析結果が明らかになると本人が差別的取扱いを受けるのではないかと懸念から、積極的な活用をためらう事例が見られる。

提案

- 本人が薬局で調剤を受ける際に提示し薬の選択に活用するなど、当初の利用目的外のヘルスケアサービスで活用する際に、簡易に本人からの同意を得る仕組みを設けられないか。 **新たな利用目的に係る本人同意手続きの創設** <個人情報保護法 第15条・第16条>
- また、ゲノム情報に基づく差別を防ぎながら活用を進めるため、ゲノム情報に基づく差別的取扱いの禁止を明文化できないか。 **ゲノム情報に基づく差別的取扱いの禁止を明文化** <新規>
- SNPに関する個人識別符号該当性についても、「互いに独立な40箇所以上のSNP」の基準を見直しできないか。 <個人情報保護法ガイドライン（通則編）>

マイナンバーを活用した労務管理【 番号利用法の改革 】

- 労働時間等の情報の一部は、社会保険等の手続きのため、すでにマイナンバーに紐づけされているが、さらに広く労務データとの紐づけを可能とする規制改革により、副業・兼業など多様な働き方を応援！
- 労務管理の透明化等により、マイナンバーによるビジネスマッチングプラットフォーム等を構築。



現状

- 本市は優秀な学生や多様な人材が集まっているものの、仙台・東北に残らず首都圏企業に就職してしまう課題がある。一方で、学生の中には首都圏大企業の就職に捉われず、地元企業や大学発ベンチャーなどで、自身の能力を發揮し活躍できる環境を求めているケースも多い。コロナ禍においては、地方でのテレワークや新たな雇用形態など多様な働き方が受け入れられてきており、一企業に捉われずに自身の能力を幅広く発揮したい、スキルアップを図りたい、余剰時間を副業や自己啓発に充てたいなどの労働者ニーズが増加。
- 一方、副業・兼業は推奨されているものの、労働時間の管理・把握が困難であり、健康管理（長時間労働の助長）や本業への支障など懸念が大きく進んではいない。【課題：労務管理の課題整理不足、不透明性、競業禁止管理】

提案

- 労務データをマイナンバーに紐づけ、マイナンバーをキーとしたビジネスマッチングプラットフォーム等を構築し、認証された事業者や労働者が必要に応じてアクセスを可能とすることで、複数社にわたる社会保険等手続きを円滑化するとともに、労務管理の透明性の向上を図り、時代のニーズに応じた副業・兼業などの多様な働き方を促進する。

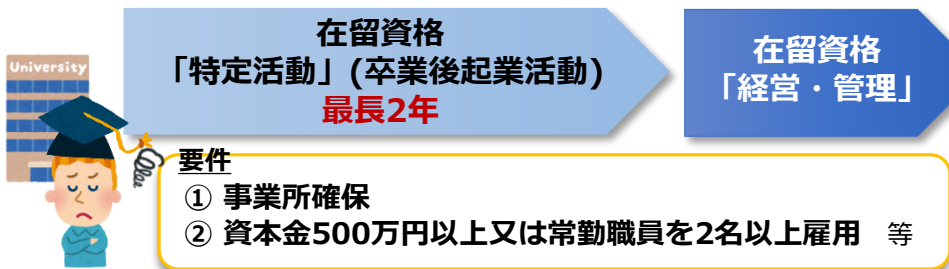
マイナンバー利用範囲の拡大 <行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項、第19条第8項>

マイナンバーカードの利活用 <行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則 第18条>

外国人留学生の起業促進【 出入国管理及び難民認定法の改革 】

- 身分が保証された優秀な外国人留学生に対し、**起業の事業規模要件を緩和**することで外国人留学生の起業をより一層促進。
- 留学生起業家のすそ野を広げ、多様な主体が活躍できる機会を創出！

法務省「本邦の大学等を卒業した留学生による起業活動に係る措置」



緩和提案

② 事業規模要件について

事業規模要件の撤廃又は「**資本金120万円以上又は常勤職員1名以上の雇用**」として認める

現状

- 東北大学で学ぶ多くの優秀な外国人留学生の中には、大学在学中に起業を志す方も多く、法務省「本邦の大学等を卒業した留学生による起業活動に係る措置（※）」を活用するケースが多い。
※ 文部科学省の実施する「留学生就職促進プログラム」の採択校又は「スーパーグローバル大学創成支援事業」採択校が対象
- しかし、留学生は就労の従事に制限があることや製品がなくアイデア段階で起業を志す留学生の状況では、投資家等から多額の出資を受けることが難しい等の事情から、在留資格「特定活動」の最長2年を終了した後の「経営・管理」の事業規模要件（資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用）を満たすことが困難。

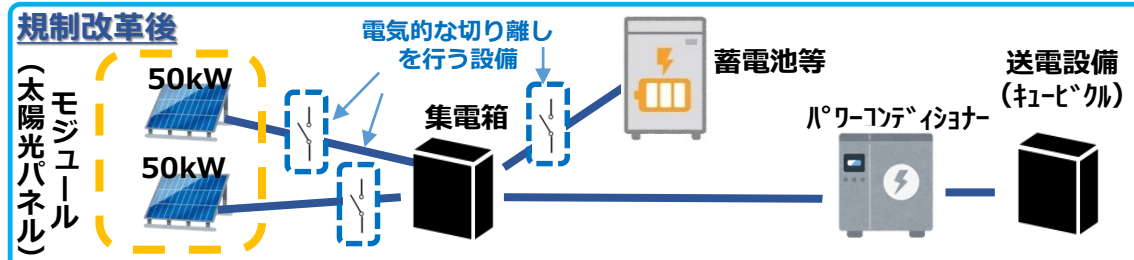
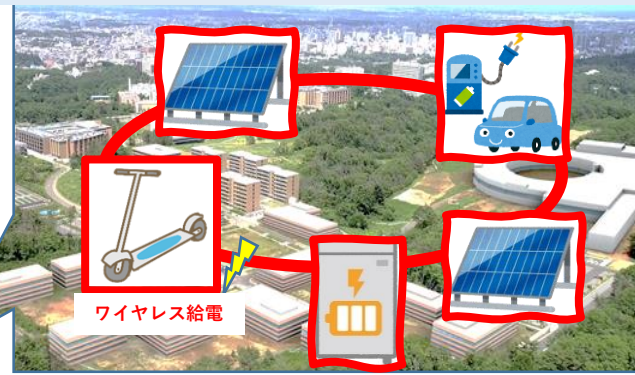
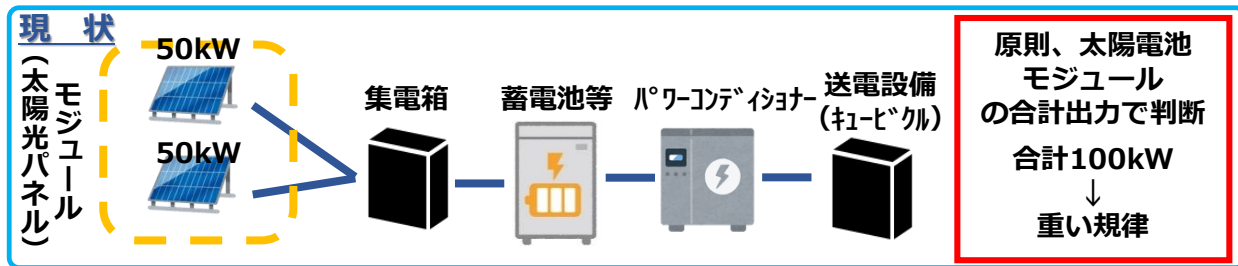
提案

- 身分が保証された留学生に対して、在留資格「経営・管理」の事業規模要件の撤廃又は「資本金500万円以上の確保又は常勤職員を2名以上雇用」を「資本金120万円以上又は常勤職員1名以上の雇用」へと緩和し、外国人留学生への起業を促進する。

在留資格「経営・管理」の事業規模要件の緩和 <出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令>

電力の地産地消【分散型電源の直流電源グリッド送電網の構築】

- EVやマイクロモビリティ、ロボットなどによる電力需要が増加する中、太陽光パネルなどの再生可能エネルギーの活用を更に促進するため、コミュニティ内直流送電網を構築、**エネルギーの地産地消を！**
- エネルギーロスの最小化を目指し、**カーボンニュートラルに貢献。**



50kW以下の単位で、モジュールをいつでも切り離せるようにすることに加え、点検など維持・運用面での対策により安全を確保
それぞれが 50kW → 軽い規律

現状

- 太陽電池発電設備の出力は、原則として太陽電池モジュールの合計出力で判断。(ただし、太陽電池モジュールとパワーコンディショナーの間に、電気を消費又は貯蔵する機器(蓄電池等)を接続しない場合は、パワーコンディショナーの出力で判断してもよい。)

提案

- 容易に電気的な切断ができること等を条件に、パワーコンディショナーの出力や蓄電池の接続有無に関わらず、設置場所単位(たとえば建物)における太陽電池モジュールの出力により判断しても良いものとする

一般用電気工作物の範囲の拡大 <電気事業法施行規則 第48条第2項>

現状

- 結合型ワイヤレス給電装置のうち、許可が不要なものは50Wまでとなっている。また、2016年の電波法施行規則改正により、EVへの給電用途では、7.7kWまでのものが型式指定の対象となり、簡便な手続きで利用が可能。
- しかし、電動キックボードなどEV以外のモビリティについては、50Wを超えると個別に許可を取る必要がある。

提案

- その利便性により、今後、急速な普及が見込まれる小型モビリティ向けの結合型ワイヤレス給電装置について、**1kWまでのものを型式指定の対象**とする。

型式指定の対象の拡大 <電波法施行規則 第46条の2 第1項>